# 6/15

## 住宅宿泊事業法スタート

# とうとう民泊が法整備されました

- すでに民泊を経営してる
- 空き家を有効活用したい
- マンション管理組合
- 外国人旅行者と交流をしたい

**個人の方も**

**法人の方も**

- 民泊の管理事業をしたい
- 民泊の仲介事業をしたい

住宅宿泊事業では届出を、住宅宿泊管理業・住宅宿泊仲介業では登録をする必要があります。それに従いAirbnb、HomeAway等の民泊サイトでは届出をしていないと掲載されなくなります。また届出をせずに住宅宿泊事業を行うと旅館業法により最大100万円の罰金に処されます。

WEBサイト随時更新中　https://tamamo.site

東京都行政書士会所属
玉藻行政書士事務所
〒132-0025 東京都江戸川区松江7-19-14
TEL/FAX 03-5662-8216